

用語の解説

用語の解説

項 目	内 容
あ行	
育 林	地ごしらえ、植林、下刈、つる切り、枝打、除伐、間伐等の人工林の手入れ作業の他、天然林の手入れ作業及び林地の施肥、病虫害防除作業、防火線設置作業等をいう。
枝 打	節のない優良材をつくるために、計画的に一部の下枝を切り取ること。
か行	
皆 伐	決められた区域内の樹木を全て伐採することをいう。 主伐のうち、択伐以外のものをいう。
間 伐	下層の樹木の生長・光環境を確保するために上層の樹木を抜き切りすることをいう。
公益的機能別施業森林	森林の有する機能のうち、公益的機能（水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能）の別に応じて当該公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林の区域をいう。
更 新	植栽や播種等の人工的に方法（人工更新）や自然に落下した種子や萌芽等の自然力の活用（天然更新）により世代が変わること。
公 有 林	次の森林をいう。 1 県 有 林： 県が所有・保有する森林 2 市町村有林： 市町村及び市町村が組織する組合（地方自治法第284条）が所有・保有する森林 3 財産区有林： 財産区（地方自治法第294条）が所有・保有する森林
国 有 林	森林法第2条第3項により規定される国が所有・保有する森林をいう。
さ行	
材 積	木材や樹木の体積をいう。
地 ご し ら え	人工造林の準備作業であり、造林地にある雑草木を刈り払い、伐採木の枝条などを取り除いて苗木の植え付け等に適するように整理すること。
下 刈	造林木の生長を妨げる雑草木を刈り払うこと。
(鎌倉市森林整備計画) 市町村森林整備計画	市長村長が、地域森林計画の対象となっている民有林につき、地域森林計画で示された目標及び基準を指針として、森林施業に関する基本的事項について地域の実情に即した具体的な内容を5年ごとに10年を1期として策定する計画である。

項 目	内 容
主 伐	利用できる時期に達した立木を伐採収穫することをいう。 間伐と異なり次の世代の樹木の育成を伴う伐採及び林木育成以外の用途に供するために行う伐採をいう。
除 伐	新植地が概ねうっ閉したときに行う手入れで、育林の対象となる樹木の生育の妨げになる他の樹木を切り払う作業をいう。
人 工 更 新	伐期に達した成熟林分や被害林分などを伐採し、跡地に植栽または種子を播き付けて林分を仕立てることをいう。
人 工 造 林	苗木の植栽、さし木等人為的な方法により森林を造成することをいう。 地ごしらえ、植栽などの作業を行う。
人 工 林	人工造林によって造成された森林をいう。
人 工 林 率	森林面積に対する人工林面積の割合をいい、 $\text{人工林面積} \div \text{森林面積} \times 100$ で算出する。
森 林	森林法第2条により、次のものをいう。ただし、主として農地または住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。 ア 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹 イ アの土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地
森 林 経 営 計 画	市町村森林整備計画に基づいて、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が、伐採、造林等、森林の施業及び保護に関する計画を5年を1期として作成し、市町村長の認定を受けるもの。
森 林 計 画	森林法（昭和26年6月26日法律第249号、最終改正令和4年6月17日法律第68号）に基づき森林の保続培養と森林生産力の増進を図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的として、森林の造成、伐採、林道、保安林の整備及び森林施業の合理化等の必要事項を定めた計画である。 森林計画には、農林水産大臣が全国の森林についてたてる全国森林計画、都道府県知事が民有林についてたてる地域森林計画、森林管理局（分局）長が国有林（林野庁所管）についてたてる国有林の地域別の森林計画等がある。
森 林 整 備	森林施業とそのために必要な施設（林道など）の作設、維持を通じて森林を育成すること。
森 林 施 業	目的とする森林を育成するために行う造林、保育（下刈り、除伐、間伐等）、伐採等の、一連の森林に対する人為的な働きかけのこと。
制 限 林	原則として、法令により立木竹の伐採が制限されている森林で、省令（森林法施行規則第10条）で定められているものをいう。

項 目	内 容
造 林	人工更新または天然更新によって林分を仕立てることをいう。
た行	
択 伐	主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法をいう。
地域森林計画対象民有林	森林法第5条により、地域森林計画（本県は神奈川地域森林計画）の対象とする森林をいい、本計画における対象森林。
竹 林	竹の純林だけを竹林とし、樹林中に混生している場合は立木地に含める。
長 伐 期 施 業	通常の単層林施業（短伐期施業）が、標準伐期齢程度で伐採・収穫を行うのに対し、大径材生産を目的として、通常の伐期齢より高齢級を伐期とする施業のことで、本計画においては、標準伐期齢の概ね2倍にあたる林齢以上の時期に主伐を行うこととしている。
天 然 下 種 更 新	一部の母樹を残し、自然に散布した種子が林地に発芽し林分が形成されることをいい、発芽を促進するため、地表のかき起こし、雑草の刈り払い、有用樹種の補植など適当な補助作業を行うことがある。
天 然 更 新	主として天然の力により次の世代の樹木を発生させて林分を仕立てることをいい、萌芽更新、天然下種更新及び竹林の地下茎更新がある。
天 然 林	主として天然の力によって発芽、成立した森林をいう。天然林の手入れ及び補足的な植栽等、一部に人為を加えたものも含まれる。
な行	
二 次 林	代償植生のうち、一次林（天然林）が伐採や火災などの攪乱によって失われた後に、萌芽や土中の種子などの自然の力によって形成された森林をいう。里山の雑木林も二次林に含まれる。
は行	
伐 採 跡 地	伐採後の経過期間が2年以内で、まだ更新をしていない土地をいう。
標 準 伐 期 齢	平均成長量（材積÷林齢）が最大となる林齢を基準として、既往の平均伐採齢を勘案して定めた年齢をいう。
保 安 林	森林法第25条または第25条の2に基づき、水源のかん養、土砂の流出その他の災害の防備、レクリエーションの場の提供など、特定の公共目的を達成するために指定された森林をいい、指定目的により17種類に分類される。

項 目	内 容
萌 芽 更 新	樹木の大部分または一部分を伐採利用し、残りの根株部分から発芽（萌芽）させ、育てることによって林分を仕立てることをいう。
は行	
母 樹	優良な形質をもった種子などの採集の対象となる樹木をいい、林業種苗法（昭和45年5月22日法律第89号）に樹種や取扱いなどが定められている。
補 植	植栽後に枯損木が生じた場合、枯損跡に植え付けを行うこと。
保 有	森林の保有とは、その森林を独自で使用収益する権利を有している状態をいう。分収林では造林者を保有者とし、地元共有林などの権利者に割地しているときは、権利者をそれぞれ保有者とする。
ま行	
未 立 木 地	樹木が生育していても、樹冠投影面積が土地面積の30%未満の土地をいう。ただし、林内放牧などに利用されているもの及び採草地、採土地、採石地、災害跡地、岩石地は含める。（伐採跡地は除く。）
民 有 林	国有林以外の森林をいう。公有林と私有林に区分される。
無 立 木 地	伐採跡地及び未立木地をいう。
ら行	
立 木	「りゅうぼく」と呼び、土地に生育する個々の樹木をいう。
立 木 地	人工林と天然林をいう。
林 種	森林を成立状態により区分したものであり、林地を立木地、無立木地に分け、立木地は人工林、天然林に、無立木地は伐採跡地、未立木地などに区分する。
林 相	森林を構成する姿をいい、一般には針葉樹林、広葉樹林、針・広混交林に区分する。
林 齢	森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。
林 分 (ポリゴン)	林種・林相がほぼ一様で、森林の取扱い単位となる樹木の集団及びそれが生えている林地を合わせたもの。 神奈川地域森林計画では、林分をさらに法規制ごとに区分して森林の最小単位としており、ポリゴンと呼んでいる。

項 目	内 容
齡 級	林齡を一定幅にくくったものをいう。 5ヵ年をひとくりにし、林齡1年生～5年生をI齡級というように表示する。（通常、齡級にはローマ数字を用いる。）
わ行	
私 有 林	民有林のうち、公有林以外の森林をいう。